

## 平成22年度第1回小牧市通学区域審議会会議録

1 開催日	平成23年2月24日(木)	
2 開催場所	中部公民館 4階 大会議室	
3 出席した 委員	市議会議員 稲山善彦 市議会議員 舟橋秀和 小中学校の長 倉知俊夫 PTA役員 須賀記代 PTA役員 米田美奈子 住民代表 土屋哲 住民代表 鈴木孝一 住民代表 稲垣喜久治 知識経験者 浅井正二 知識経験者 山田敬子	市議会議員 橋本哲也 市議会議員 小島倫明 PTA役員 下島淳一郎 PTA役員 里野久見子 PTA役員 杉山真由美 住民代表 船橋茂行 住民代表 平手満治 住民代表 大野鎮雄 知識経験者 船橋秀鳳
4 欠席した委員	小中学校の長 清水豊	
5 説明のため に出席した 職員	教 育 長 江口光広 教育部次長(学校教育担当) 今枝博実 学校教育課長 石川学 学校教育課長補佐 瀧頭郎 庶務課庶務係主事 石黒貴恵	教 育 部 長 中嶋隆 庶務課長 柴田みゆき 庶務課長補佐 西尾則政 庶務課庶務係長 伊藤加代子
6 議題	就学先の指定変更要件について	

<開会 午後2時00分>

### ○今枝教育部次長

皆様、こんにちは。本日は大変忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成22年度第1回通学区域審議会を開催いたします。

なお、本日、小牧中学校清水校長につきましては、ご都合により欠席のご連絡を受けております。

まず、はじめに江口教育長からごあいさつを申し上げます。

### ○江口教育長

本日の審議会でございますが、通学区域の線引きそのものに関わるのではなく、指定された就学校の変更要件についてご協議いただきたいと思います。小牧市は小中学校につきまして、それぞれ通学区域を定めまして、通学すべき学校を定めております。しかし、やむをえない事情がある場合に限りまして、その変更をすることができるという要件を定めております。また、後ほど部長、担当課長からご説明をさせていただきますが、従来より、指定をいたしました区域の中の学校へ通学をしてくださいと指定をさせていただいたその学校へ、どうしても通えない事情が生じた場合に、個々変更の要件を協議いただきまして、定めさせていただきました。また、いろいろな要件を後ほど説明をさせていただきますが、14ほど過去にございました。そして、本日でございますが、年末から年始にかけてまして、郷中で1件、大草で1件ということで、小牧市、市議会、そして私ども教育委員会へ、それぞれ地元から、関係の父兄から要望書が提出されております。そして、その指定校の「変更の要件」について、今日、ご協議いただきたいと思いますということでお集まりいただきました。どうぞ、忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○今枝教育部次長

委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思いますが、略式ではありますが、皆様のお手元に配布をさせていただいた資料1「小牧市通学区域審議会委員名簿」をもちまして委員の紹介に代えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、「2 会長選出」についてであります。

小牧市通学区域審議会条例第5条の規定によりまして、会長選出をお願いしたいと思います。会長は委員の互選となっておりますので、委員の皆様の中で推薦をいただきたいと思います。

### ○稲山委員

私は、浅井委員にお願いしたらどうかと思いますが、皆様どうでしょうか。

### ○今枝教育部次長

ただいま、稲山委員から会長に浅井氏を推薦するというご発言がありました。お諮りします。浅井委員を会長とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、浅井委員が会長に決定されました。ここで、会長に就任されました浅井様からごあいさつをいただきたいと思います。

### ○浅井会長

ただいま、稲山委員からご推挙をいただき、各委員のご賛同をいただきまして、今回の会長に就任させていただいた浅井正二でございます。かつて教育委員の席を汚させていただいたことにより、本日推挙いただいたと考えております。

会長職は重い職であります。緊張感をもってまた真剣に務めさせていただきたいと思っておりますので、皆様の格別なご支援を頂戴したいと思っておりますので、皆様よろしくお願いたします。

### ○今枝教育部次長

つづきまして、「4 職務代理者の指名」であります。小牧市通学区域審議会条例第5条の3項の規定により、職務代理者を会長から指名をしていただくことになっております。

### ○浅井会長

やはりこれは住民に関係することが大変多くございますので、やはりこれは区長会の委員からお願いするのが適当ではなからうかと思っておりますので、できましたら平手委員に職務代理の職についていただいておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

### ○今枝教育部次長

それでは、会長がご指名をされました平手様が職務代理者として決定されました。

これからの議事の進行につきましては、浅井会長にお願いしたいと思います。

### ○浅井会長

先程、事務局のほうから話がありましたが、まず、それに先立ちまして、本委員会は

公開するというひとつの前提がございますので、このことについて、公開・非公開について、まずご了承をいただきたいと思います。

それで本日の傍聴につきまして、何かご質問や皆様方からのご意見がありましたらお聞きしたいと思います。教育部長どうぞ。

#### ○中嶋教育部長

「会議公開の取扱いについて」

(資料に基づき説明)

- ・小牧市審議会等の会議の公開に関する指針

#### ○浅井会長

本会議の公開につきましては、ただいまご説明のありましたとおりに、平成15年度にそのようなことが決められておりまして、公開となっております。

では、本日、傍聴者はおられるかどうか事務局に確認をしたいと思います。

#### ○中嶋教育部長

本日の傍聴者は1名でございます。ただ今から、入室していただきます。

(傍聴者入室)

#### ○浅井会長

では、つづきまして本審議会の開催経過につきまして、最初に地区のことについてご説明が若干されましたが、細部にわたりまして事務局の説明を求めたいと思います。

#### ○中嶋教育部長

冒頭、教育長あいさつの中でお話させていただきましたが、この通学区域審議会は教育委員会の諮問にもとづきまして、通学区域に関し必要な調査・審議を行うため、開催をさせていただいております。過去においては、生徒数の増加に伴う学校の新設、あるいは交通安全、距離上の問題等を解消する必要性のため、開催させていただいております。

また、平成15年度には、諮問ではありませんでしたが、通学区域制度の運用について、ご議論をいただいて、指定変更の要件を追加させていただきました。

今回も諮問ではございませんが、就学先の指定変更の要件について、ご意見をお聞かせいただきたく、開催させていただきました。

はじめに、学区についての教育委員会の基本的な考え方についてお話をさせていただきます。

教育委員会では、平成13年3月に、小牧市教育ビジョン「あすの小牧の教育」を策定し、新しい学校づくりの中で、地域とともに歩む「新しい学校」の実現をめざすことといたしました。学校は、「地域の学校」として、家庭や地域社会とともに子どもを育てようとするものであります。その後、各年度の教育委員会の基本方針で「学校教育分野では地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりの推進」、社会教育分野でも、「地域ぐるみで子どもを健全に育てる環境づくりの推進」を重点施策としてまいりました。具体的には、地域の人たちに学校経営に加わっていただく学校評議員制度の導入や、地域に貢献できる子どもの育成といたしまして、児童生徒が地域の行事や活動に積極的に参加する取り組みなどをすすめてまいりました。現在、学校には、地域にお住まいのボランティアが多数加わっていただいております。目立つのは、通学路ボランティアの方々でございますが、それ以外にも、学校図書館や花壇の整備であったり、特別支援学級の補助であったり様々な形で地域のボランティアの方たちが、学校で活躍していただいております。地区の方が体験学習の講師として学校へ入っている例もかなりございます。また、各学校に、地域と学校を結ぶ学校地域コーディネーターを配置して、学校・家庭・地域の総合的な教育力の再構築を図っているところであります。このような基本方針を推進するためには、学校選択性はそぐわないため、学区を堅持してきたところです。地域とともに歩む学校が、着実に定着して、前進している現状からも、当面、学校選択制をとることは適当でないというふうに考えています。

しかしながら、現実には、様々な事情で、学校の変更をしてほしいという要望がございます。そのような事情を考慮し、順次、学校の指定変更の要件を拡大してまいりました。学区は堅持しますが、個別の事情には柔軟に対処する方針で進めてきたわけでございます。難しいところは、事情を勘案しすぎまして要件を定めると、学区が有名無実化して、学校と地域との関係が希薄になってしまう恐れがある、このあたりが私どもの悩みのたねでもございます。

そこで平成15年度には、審議会のご意見を伺い、指定変更の要件を一部緩和したところでございます。現在、懸案となっている案件は2件ございます。詳細につきましては、後ほど、石川学校教育課長がご説明いたしますので、学区の線引きを変更するというのではなく、指定変更の可否について、それぞれの立場から、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

#### ○浅井会長

学校教育課長、お願いします。

#### ○石川学校教育課長

「就学校と通学区域」 (資料4)

(資料に基づき説明)

- ・ 就学校の指定
- ・ 通学区域
- ・ 学校選択制
- ・ 最近の制度改正

「郷中区」 (資料7-1)

(資料に基づき説明)

「大草七重区」 (資料7-2、3)

(資料に基づき説明)

### ○浅井会長

今、二つの案件について、学校教育課長から詳細な説明がありました。それで、座長から確認をしたいのですが、資料4の別表、「指定変更・区域外就学の要件」というのは、多くの案件があって、こういうものの中から選択して学校を決めますよということで、かなりいろいろな意味で父兄なんかの申告に基づきまして、学校指定をされていると思いますが、今回のこの二つの案件について、教育委員会として、この別表の要件に該当するかしないか、そのようなことを考えて検討されたかと思いますが、本日の審議会で皆様のご意見によって云々ということがあるのか、それとも教育委員会としてこの別表に従ってこんなような方針で望みたい、だからそれに対して、各委員の賛否がどうなのかということを考えられるのか、いずれかということ、私は理解しがたかったので、そのへんの考え方を教育委員会の根本的な考え方を話していただいて、それをもとにして各委員が諾否を云々ということにさせていただくとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○江口教育長

例えばこの別表の指定要件、1つ目では「肢体不自由等心身に障がいがあり、近距離校へ就学するとき。」ですとか、特別支援学級のことですとか、不登校、いじめ等の原因によりですとか、4つ目の学期途中で住所を変更するときですとか、こういう案件がありますのは、その都度いろいろと案件が出てまいりましたときに、こういう会議に諮って「やむをえないであろう」ということで、ご決定をいただいて、こういう要件を小牧市の教育委員会が重ねてきたわけでありまして、ですので、15年度にお諮りをさせていただいたのは、確か下から2つ目の距離の要件で、この通学区域審議会でご議論いただいたという記録をみますと、そういうふうになっております。そして、今回郷中の件につきましても大草の件につきましても、この要件の中に該当をいたしません。でありますので、ご審議をいただきたいのは、通学すべき学校を指定をいたしておりますが、こ

の住民の方のほかの、たとえば、郷中の件でありますと、応時中なり小牧中へ行きたい、南小学校のままの卒業後の進学先へ行きたいということが、やむをえないということであれば、もし皆様のご意見がそういうことであれば、ここへそれに見合う要件を追加をさせていただきたいと思えます。そして、大草の件に、七重の件につきましても、住民の父兄の方のご要望が、この指定変更を、通学すべき学校を変更していただきたい、他の学校へ行きたいという要望がやむをえないということでありましたら、ここへまた、あらたに一文追加をさせていただくという考えでありますので、まず、郷中の件に関しましても、大草の件に関しましてもこの父兄の方の要望がやむをえないというふうにお考えいただけるかどうか、それをご議論いただきたいと思えます。

### ○浅井会長

もう一度確認をしたいのですが、今回の案件について、教育委員会としては類推して、今までの考え方を、あらたに加えられるということですが、きわめて例外的ないろんなケースが出てくるので、それを新たに加えられるというお話ですが、そういうことではなくて、類推で判断したら、今回のケースは例えば小学校はこうして、中学校は本来のところに戻るといふ処分をするのか、その辺が各委員からいろいろな話が出て、小中との割り振りはこうしたらいいということで、フリーハンドで各委員の意見、特に該当する地区の、多分住民代表で区長さんが出ておられるので、区長さんが他の意見が一番大事だと私は思います。住民の代表で出ておられますから。その方が、こうしたらどうだと言ったら、例えば教育委員会の建前があると思うが、その委員の意見に従って決めますよ、それが今後出てきた場合に先例になりますよということで、いいですか。

(教育委員会、うなづく)

### ○浅井会長

学校に通う子弟にとっては大事なことで、何度も確認をさせていただきました。よろしくお願いします。

### ○江口教育長

今回の例がもしお認めいただけるということで、仮にそういう条文を追加をすることになりますれば、今後はそういった方で該当する場合は、その案件はそのまま次の例も要望を認めるという形になります。

今回、新しい案件ですのでここへお諮りさせていただきます。

### ○浅井会長

そうしましたら、これは資料7-1と7-2がありますが、わけまして資料7-1の

ほうの、小牧南小との兼ね合い、小牧中・応時中・北里中との案件を、まず各委員の方々に詮議をいただきたいと思います。それで、その次に大草のほうへ移りたいと思います。

とりあえず、郷中の関係のものについて、関係の委員のご意見を賜りたいと思います。

#### ○船橋委員

教育長からこの要件がともかく実情にあっていないということで、下から2番目の自宅からの距離によって、該当するかしないかということだが、私が教育委員のときに、郷中で1件あったと記憶しているが、浅井先生、どうでしたか。

#### ○浅井会長

記憶しています。

#### ○船橋委員

それが、小学校でしたが、中学校ではどうなったか。その3年後についてはちょっと聞いてはおりません。もう一度確認しますが、距離について、小学校は2キロ、中学校は3キロですね。これは北里中学校は該当しませんか。それはお測りになったのですか。

#### ○瀧学校教育課長補佐

この郷中の緑色で塗った部分と北里小学校、北里中学校との距離ということでございますが、この郷中公園というのがありますが、そこを起点に測らせていただきますと、2800メートルほど小学校と距離がございます。

#### ○船橋委員

小学校がですか。

#### ○瀧学校教育課長補佐

そうです。中学校についても、直接は測っておりませんが、小学校の距離から類推して3キロは離れていないと判断しております。

#### ○船橋委員

北里小学校まで2.8ですか。

#### ○瀧学校教育課長補佐

はい、そうです。

### ○船橋委員

中学校は10メートルくらい遠いですよ。微妙なところということですね。その辺も検討されたということですか。

### ○瀧学校教育課長補佐

まずそれがひとつと、あとこの要件として、「隣接の学校が極端に近い場合」ということで「500メートル以内」ということも、この下から2つ目に付け加えておりますので、その両方の要件を満たす場合に、就学する学校を変更してもいいよと取扱いさせていただきます。

### ○船橋委員

わかりました。

### ○浅井会長

大野委員が一番ご関係が深いので、ぜひひとつお考え方をご説明いただきたいと思えます。

### ○大野委員

会長からいきなりご指名ですので、私この種の会は初めてですので、質問とちょっと意見を述べさせていただきたいと思えますが、この5ページの別表ですけれども、これは先程の説明を伺っていると、なんか小学校だけに該当するようなふれかたをされるが、中学校も一緒ですか。

### ○瀧学校教育課長補佐

ここに掲げてあります要件については、小学校、中学校ということについて指定してありますのは、「小学校6年生または中学校3年生」というのが、上から5番目にございますよね、それから、下から4つ目にありますけど、そういう場合のように分かれてくるものもございますが、この要件も含めまして、それぞれ小学校に通っている子どもさん、あるいは中学校に通っている子どもさんのご家庭に対するから申請があったら、この要件に当てはまるかどうかを審査させていただいて決定しております。

### ○大野委員

郷中の方の件ですが、もうひとつはですね、小学生の方が今度中学生になられるということで申し出があったと、この小学生の方は、3年生、6年生、または1年生から南小学校へは通学されているのですかね。

### ○瀧学校教育課長補佐

こちらの地区について申し出があった方々については、途中から引っ越してきた方はその年度からという方もみえますし、最初に1年生、新入学のときから南小学校に通ってみえる方もみえますし、指定変更を申し出ることもなく北里小学校に通ってみえるご家庭の方もみえます。年度というのか、学年、あるいはどちらの学校にというのは分かれています。

### ○大野委員

私、父親だと思って申し上げますが、小学校も中学校も義務教育ですよね。義務教育であって、今まで学校変更が許可されておった方が、引き続き中学校で義務教育をうけるということになりますれば、たとえば、不登校、いじめ等々の防止、事前防止とか、あるいはその指定変更のこの表の一番下にありますように、小学校のときから長年部活動と一緒にやってきたということであれば、私は基本的には承認してあげていいんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

### ○浅井会長

関係の深いお二人の委員から、いろいろとご意見がでましたのですが、それ以外の委員の方で、これはこれからもおこる可能性のある案件でありますので、このことに関連してどうなんだろうということでご意見があれば頂戴したいと思います。

### ○稲山委員

今の郷中のほうの案件でございますが、申し出があったような郷中地区を小牧南小学校へ行くことを認めたとして、その後中学校へ行くときには、校区は北里中学校だから北里中学校へ行くということを伺いましたが、やはり子どもというのは、小学校を認めていただいて南小学校へ通っておって、その間ずっと友達関係ができておって、また中学校へあがるときにまた別の学校へ引き離されて、大野委員さんおっしゃられたのと同じようなことでありますが、引き離すというのは不合理かな、南小学校を認めるなら南小学校が該当する中学校の区域へ行っていただくという方が、より自然ではないかなと思いますので、私としてはそのような形でしてあげればいいかなと思います。

### ○浅井会長

ただ今稲山委員から、小中とも同じ区域の学校、小学校で通った学校と同じ区域の中学校へ通学させてもらえないだろうかなというご意見がでましたが、教育委員会としてはそのご意見についてはどういうふう考えているか回答してください。教育長、願

いします。

### ○江口教育長

この件を伺いまして、実は教育長会議がございました折に、他市の例をいろいろと調べました経緯がございます。そして例えば、一宮市ですとか半田市で同じような例がございます。小学校のときに指定校の変更を認めた場合は、中学校へ上るその子が中学校へ進学する場合もやむをえずそのまま指定先の変更を認めるというふうの例がございましたので、私どもといたしましては、ただ今委員さんがおっしゃっていただいたような形で、中学校に関しても指定先の変更を認めるのもやむをえないのではないかという考えを持っております。

### ○浅井会長

会長から確認をしたいが、ご父兄の方には基本的に小学校の時はこちらへ行って、中学校は本来の校区へ戻れという基本的方針であるけれども、今回のケースについては、今、稲山委員がおっしゃられた考え方でいきますよということでもいいですね。

### ○江口教育長

そうです。

### ○浅井会長

ということで、この案件は一件落着ですね。下島委員から手があがりましたので、お願いします。

### ○下島委員

決まりかけで申し訳ありません。ちょっと感じたのは、私も子どものことを思ってそのようにするのがいいのかなと思いますが、ひとつ気になるのは、今小牧市では16小学校、9中学校ですよね。ということは、いろいろなところでそのようなことが出てくるんじゃないかということが正直なところ。今小学校は3校から1校の中学校へ行く、一緒にいる友達が違う中学校に行く場合もあったりということもあるんじゃないかと思えますし、そしてその中学校が近いというようなこともあれば、そういう子たちも認めるという要件になってしまうんじゃないかと思えます。

### ○浅井会長

ただ今の下島委員の意見について、教育委員会としてはどうですか。

## ○石川学校教育課長

基本的に、15年度にさかのぼりますと、15年度にこの郷中区に限っての話なんです。そこに限って協議をした。そのときにある程度は想定したと思いますが、中学生になればいいんであろうということもあって、距離要件だけでもって、南小学校へ行ってもいいよということで認めたんですね。ところが、実際に数えていただくとわかりますが、当時に入った子達がちょうど卒業する年度になって、今、稲山委員がおっしゃられたようにもう密接な関係ができてしまった、そういう形で6年経った、いよいよ小学校を卒業しなくてはならないという段階になって、いざどうするんだということで今回、ご議論していただいているんですね。こういったこともあって、実際には、下島委員がおっしゃられたように、いろいろなところでいろいろなことが実際にはあると思いますが、基本はこれでいきたい。それから線引きは基本は変えないでと何度も申し上げたと思いますが、今回、下から2番目の要件で認めた児童生徒、その子は引き続き該当の小学校から中学校へいくことを認めてもいいという形にすれば、どこでも出てくるということではないような気がしておりますので、そういうふうにすすめていきたいと思っています。人数的にどれくらいかというのは若干難しいところではありますが、そんなような形で進めてまいりたいと思っています。

## ○浅井会長

なんか難しい判断をされておるようですが、根本的には、学区レベルで狭い考え方で運用したいと、できる限りオーバーにしてしまうのではなくて、フリーパスではなくて学区というものを尊重して教育委員会としてやっていきたいと、ただしこういった案件についてはケースバイケースで判断して、今回の郷中の件についてはやっていきたいということですので、今それぞれ関係の委員の方から、質問がでましたが、そういう教育委員会の考え方でこの案件についてはよろしいかどうかですが、大野委員、よろしいでしょうか。

## ○大野委員

はい、私は小学校のときに承認をしたものは、事務局は、卒業するまではそれでいきますよと、小学校卒業したら中学校は北里ですよということではなくて、小学校区の皆さんが通われる中学校へ必然的にすれば、そんなに問題がないのではないかと思います。

## ○浅井委員

わかりました。山田委員、どうぞお願いします。

## ○山田委員

私も大野委員のおっしゃるとおりで賛成でございますが、その賛成を強めるための意見であります。先程、もともと小学校が認められたのは距離が問題であったですね。そうするとこの郷中地区の住まいがどのあたりかわかりませんが、一番遠い方の場合に、先程ほぼ2.8キロとおっしゃいましたね。直線距離で測るとそうかもしれませんが、実際通るとジグザグジグザグでいきますと、結構100メートル、200メートル伸びるんでございますね。ですから、場合によっては3キロ超えるんじゃないかと思えますね。そうすれば、3キロございますので、そういうことも勘案しますと、小学校は距離の問題で解決していたわけですから、距離の理由からすると、この指定変更の下から2番目に該当するということですから、大野委員の意見を補充するという意味もありまして、2.8キロについて少し疑問に思いました。

## ○浅井委員

事務局、どうぞ。

## ○江口教育長

お認めをいただけるということであれば、実は事務局の方で、この距離2.8だ、ジグザグで歩くと3キロだといっているといけませんので、ここへ付け足す文案を用意しておりますので、お許しをいただければその文案をお示ししたいと思います。いかがでしょうか。

## ○浅井会長

今、責任者の教育長さんからご回答がありましたので、そういう方向でこの案件はすすめたいと思います。

## ○今枝教育部次長

「郷中区」について文案説明。

自宅から就学を指定された学校が遠距離（小学校2Km以上、中学校3Km以上\*）にあり、かつ、隣接の学校が極端に近い場合（500m以内\*）で保護者から強~~い~~申し立てがあったとき。

なお、上記により小学校を変更した場合は、引き続き当該小学校の卒業生が進学する中学校への就学を認める。

\*学校までの距離については、指定校までは通学路の実測距離とし、隣接校までは安全を配慮した通学に適した経路の実測距離とする。

（用語等の法規的な確認が済んでいないため、原案であることを承知いただく）

## ○浅井会長

各委員の皆様方、ただ今の各委員からの質疑によりまして、この事案1の郷中の件につきましては、このような方針となりましたので、本日の審議会としては了承していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○浅井委員

ありがとうございました。長時間の審議、ご苦労様でした。

それでは、もうひとつの案件、大城小の件につきまして、ご審議いただきたいと思います。これも、根本的な考え方は同じでありますので、これにつきましても住民代表の稲垣委員からこれに対するお考えを、また、PTAの方からのそれを伺った上で、考えたいと思っております。よろしく申し上げます。

## ○稲垣委員

ご指名を受けましたので、地区を代表してご説明をしたいと思います。

聞くとところによりますと、父兄のほうから要望があって、この七重地区の方は近くに光ヶ丘小学校があって、そこへ行かせていただきたいという様な要望のようです。その要件といたしまして、今、この地区は、この地図から見ますと、小牧ヶ丘が右側にありまして、小牧ヶ丘の方から光ヶ丘小学校に通うということは、この七重地区を通り過ぎていくということでもあります。ですから、この七重地区というのは、半島のようになっておりますのでこの地区と大草のもうひとつ、南のほうの地区まで、畑になっておりますね。ですから、この地区の人がひとつは大城小学校へ行っておりますけれど、大城小学校までは1.8キロくらいあるようで、現在、何人かは大城小学校へ行くようです。子どもを将来鍛えるのであれば、大城小学校へ行ったほうが、距離があるので、足の強い子ができると思います。僕らが若い頃は篠岡小学校へ行っており、一山向こうへ行っていたから現在も元気にやっている源になっていると、だから近くに通わせることもいいけれども、将来になるとどちらが得かなと先に体力的に投資しておくのもいいかなと思います。結論といたしまして、親御さんが望まれるのであれば、この七重地区だけは親御さんの希望に沿ってやったほうがいいんじゃないかなと思ったわけです。また、地域の区長さんもそうしてもらえれば助かるかなという話がありました。というのも、今、光ヶ丘以外、大城小学校の送迎関係は、防犯パトロール隊がやっておりますけれども、下校のときは、ここまで一人の子を送っていったるんですよ。それも遠くなるなあというのもございますしね。しかし、あとの地区については、できるだけ大城小学校へ行っ

した。来年度、再来年度にはこの辺にお子さんがおりますので、どちらに通われるか、また親のご意見を聞いていきたいなと思います。中学校については、大城小学校からも光ケ丘中学校へ行っておりますので、中学については問題なくいいのではないかと思います。

### ○浅井会長

ただ今稲垣委員からだいたいこの考え方でいいんじゃないかというご賛否のご意見がありました。

小島委員、お願いします。

### ○小島委員

この距離は多分2キロ弱かと思いますが、ここは私も通りますが、歩道がなく危ない道路だと思います。ただ、今、七重だけと区長さん言われましたけれども、地図をみますと手前に何軒かありますよね。この辺はどうされるのかなと問題はありますけれども、今回は七重のみということで私も賛成で、選択肢ということで、よろしくお願いします。

### ○浅井会長

ただ今、小島委員から七重だけの例外的な扱いを云々ということがありました、そういうことで結論的なものを決めてよろしいですか。

### ○倉知委員

今、二人の委員の方がお話をされましたように、6番の方は別の理由ではありますけれど、同じ七重地区内で、もうすでに光ケ丘小学校へ通っていらっしゃるということですね。この1番から5番の方が通っていかれる経路を大きな地図でみてみますと、光ケ丘小校区って書いてある右斜め下のところ、ここは光ケ丘小学校区になります。ですから、ここの家の横を通って大城小学校へ行ってらっしゃるわけですから、そういうことを考えていっても、光ケ丘小学校区のほうへ選択をされれば、そちらへ行かれるのもいいのかなと思います。ただ、赤の1番の方もいらっしゃるので、学校教育課長が言いましたように、線引きそのものを変えるのではなく、親の選択でというのがいいと思います。ただひとつ、これは市教委できちんと測っておられればいいのですが、いささか隣接の学校が極端に近い場合の500メートル以内に入っているかなとちょっと距離的に心配するのですが、先程認められたこの事案をそのまま使っているとすると、隣接までの学校の安全に配慮した通学に適した経路の実測距離とするというと、4番の家の方からまっすぐ下がって、左のほうへぐるっとちょっとカーブして上がっていくそちらのほうから行くことになるんですが、大きな地図でみていくとこの縮尺でいくと500を超

えないかなと、その辺のところクリアできるのかと少し心配であります。

○浅井委員

教育長、お願いします。

○江口教育長

これも実はすでに現在定めております変更要件に該当いたしませんので、新たに今後、現在お話をさせていただいておりますような通学区域の形状等により、どうしても一部の区を認める場合、選択もありうるというような形で、特にこの大草の七重地区に関して、その選択を認めるということで、ここの区域の中のこの一部を選択も可であるというような選択がよろしいかと思えます。ただ、先程小島委員がおっしゃってくださいました七重というのがどこかというお話は、例えば私どもの考えであります、資料7-3をご覧くださいまして、特に篠岡地区の方にご相談申し上げますが、この資料7-3をご覧くださいまして、下のところに薄い黄色で青い区域の中のこの用水に沿ってV字型に線が引いてあります。実はここは以前、光ヶ丘小学校区と大城小学校区の線引きのときにここのところで議論になったと聞いておりますが、ここの区域の北側の付近に関しては選択も可とする区域としてはどうでしょうかとご相談を申し上げます、いかがでしょうか。

○浅井会長

倉知委員、それでいいですか。

○江口教育長

ここは、大草の七重ではないですか。

○倉知委員

ここは、多分、家はありませんが、七重ではないと思います。違いますか。

○江口教育長

そうであれば、図面指定でしょうか。

○倉知委員

資料の7-2をみていただくとわかりますけれども、新藤助橋と書いてある左上のところに、かくっとなっている、これが光ヶ丘なんです、そこから一点破線がずっと上のほうにむいていきますので、ここが七重を囲っている線ですので、黄色の線が引いて

あるのは大草北という地区を引いているのではないかと私はと思いますが、違いますでしょうか。

○江口教育長

おっしゃるとおりです。

○倉知委員

ですから、七重だけではなくて大草北も黄色い線は分断しているということだと思います。

○浅井会長

稲垣委員、よろしいでしょうか。

○稲垣委員

今、おっしゃったとおりで、七重と新藤助橋の辺は、この書いてあるはほとんど田です。実際家が建っているのは、光ヶ丘4と書いてあるそのふちに家がありますから、たいてい七重に入っているのではないかな。実際、建てたのは一部の家が新藤助橋のほうにも多少くる？ちょっとその辺の境界がはっきりしないが、だいたい今建っているところは、七重に入っているとこんなふうに思っております。

○浅井会長

教育次長、お願いします。

○今枝教育部次長

ただ今、ご審議ありました、大草の七重地区の一部の取り扱いについて、今、審議会の皆様方のご意見は、選択性を認めようではないかということで、おっしゃっていただいたかと思います。先程の地区と同じく、皆様方の意見がまとまれば、私ども要件の変更をこうしたらどうかということで、文案をお示ししてご説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○浅井会長

よろしくお願いします。

○今枝教育部次長

「大草七重区」について文案説明。

通学区域の形状や安全上の事情により保護者から申し立てがあり、地区の了承を得て、通学区域審議会が認めた区域。

①大草の一部の区域（別紙のとおり）

（用語等の法規的な確認が済んでいないため、原案であることを承知いただく）

### ○浅井会長

この案件については、ご審議のとおり承認することよろしいでしょうか。

（承認）

ありがとうございました。

これをもちまして、本日審議をいただきました事案の1と2が各委員皆さんの活発なご意見をいただきまして、方針がきまりました。本当にありがとうございました。

この他に、何かありますか。

### ○倉知委員

通学区域の審議とは直接関係ないのかもしれませんが、学校を預かる者として、これで郷中地区、あるいは大草の七重地区において、保護者の方がどちらの学校へ行くのかということを選択することができるようになりますが、そのへんの意思の確認をいつ頃されるお考えでみえる予定であるのか、あるいは今までされてきたのか。1人で学級が増えたり減ったりということもあります。このつもりでいたのに、ふたを開けてみたらというか、間際になってから学級がひとつ足りないということが出てくると困ったこととなりますので、そのところを決まったら、お聞かせ願いたい。

### ○石川学校教育課長

大草の件についても、多分1人2人で変わる話でないので、今回に限ってはいいだらうと思っております。今後につきましては、当然倉知先生がご心配されるように1人で学級が増減したりということはあるでしょうから、できる限り早い時期にきちんと公表はしなければならないことになっていきますので、公表させていただいた上で、特に今回問題になっているところの二つの地域については、多分横のネットワークもあるだろうということも鑑みて、多分すぐ地区のほうへは広まっていくと思っておりますので、そんなに混乱なく、多分この2地区については進むであろうと思っております。ただ、若干知らなかったということが出てくると時期的に非常に難しいことが起こりうるかもしれませんが、多分そんな支障なく進むだろうとみておりますので、そういうふうでご理解いただきたいと思います。

○浅井会長

今、倉知委員からいろいろとご心配の部分も質問なさいましたけれども、ただ今の答えのように十分配慮して、父兄のほうにそういう不公平感のないように、運用に当たってはきちんと、まあ時間もあまりないものですから、その辺を考えて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

長時間皆様方にご審議をいただきまして、おかげさまで活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

<閉会 午後3時25分>